

# 業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 令和5年度福島市市民検診事業業務委託
- 2 委託業務の場所 福島市保健所 保健予防課
- 3 委託期間  
着手 令和5年5月31日  
履行期限 令和6年3月31日
- 4 実施期間 令和5年6月1日から令和5年10月31日  
ただし、乳がん検診は令和5年6月1日から令和5年12月31日
- 5 委託金額 別紙1「業務委託料内訳書」のとおり

上記の委託業務について、発注者と受注者は、次の契約条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年5月31日

所在地 福島市五老内町3番1号  
発注者  
氏名 福島市長 木幡 浩

所在地 福島市森合町10番1号  
受注者  
商号・名称 一般社団法人福島市医師会  
代表者 会長 岡野 誠

健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2(市町村による健康増進事業の実施)の規定に基づき実施する、福島市の市民検診について、福島市長 木幡 浩(以下「発注者」という。)と、一般社団法人福島市医師会 会長 岡野 誠(以下「受注者」という。)との間に、次の条項により委託契約を締結する。

この場合、受注者は一般社団法人福島市医師会の代表者とし、かつ一般社団法人福島市医師会の会員等で発注者の行う市民検診への協力を承諾した医療機関(以下「実施医療機関」という。)の代理人として契約を締結するものとする。

(総則)

第1条 発注者は、市民検診を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

(委託業務)

第2条 発注者が受注者に委託する業務の内容は、別紙2「委託業務内容表」のとおりとし、実施医療機関で行うものとする。

2 実施医療機関は、発注者が定める実施要綱・実施要領に基づき検診を実施するものとする。

(対象者)

第3条 市民検診は、実施医療機関に受診券を提示した者を対象とし、当該実施医療機関において有効期限等券面の内容を十分に確認の上、実施するものとする。

(報告)

第4条 実施医療機関は、業務の完了後速やかに受診者に結果を通知した後に、遅滞なくその実施結果を取りまとめ、発注者の定める「市民検診実施報告書」により、実施月の翌月15日までに発注者に提出しなければならない。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌平日を期限とする。

(業務委託料の支払)

第5条 実施医療機関は、前条の規定による報告を完了したときは、第5条に規定する業務委託料のうち受診者の自己負担分を差し引いた金額(以下「請求額」という。)について、発注者へ請求をすることができる。

2 発注者は、実施医療機関から前項の規定による請求があった場合は、その内容を検査し、適当と認めるときは、請求を受けた日から30日以内に、実施医療機関に業務委託料を直接支払うものとする。

(決済に失敗した場合の取扱い)

第6条 実施医療機関において、受診券を確認せず実施した場合は、当該実施医療機関の責任・負担とし、発注者から請求額は支払われないものとする。

2 実施医療機関において、受診券を確認した結果、精巧な偽造等により特に問題ないとは判断できない場合は、発注者の責任・負担とし、発注者は請求額を実施医療機関に支払うものとする。

- 3 実施医療機関において、受診券に記載された内容と異なる業務・請求を行った場合は、当該実施医療機関の責任・負担とし、発注者から請求額は支払われないものとする。

(一括再委託等の禁止)

- 第7条 受注者および実施医療機関は、業務の全部又は一部を第三者に委任し、また請け負わせてはならない。ただし、実施医療機関が、検査機器の不備等により実施できない場合又は血液検査、便潜血検査、喀痰細胞診等、発注者が予め許容している内容の範囲において業務の一部を委託する場合は、この限りではない。
- 2 前項において実施医療機関が業務の一部を委託して実施する場合、受診者の自己負担金の徴収及び第5条に規定する委託料の請求は、実施医療機関が一元的に行うこととし、実施医療機関から業務の一部を受託した機関は受託した検査のみを行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第8条 受注者及び実施医療機関は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、予め発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(事故及び損害の責任)

- 第9条 実施医療機関が、業務の実施中に生じた事故及びその業務により生じた事故及び損害については、発注者及び受注者に重過失がない限り実施医療機関がその負担と責任において処理に当たるものとする。
- 2 前項の場合において、実施医療機関に故意又は重過失のない限り、発注者、受注者及び実施医療機関は協議し、その負担と責任において処理に当たるものとする。

(秘密の保持)

- 第10条 受注者はこの契約の履行により知り得た情報及び業務に関連して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約の終了又は契約の解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

- 第11条 受注者及び実施医療機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守するものとする。

(発注者の解除権)

- 第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 委託期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(以下暴力団対策法という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員の配偶者

(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- ロ 役員等が暴力団員又は暴力団員の配偶者であると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(協議)

第13条 この契約に定めのない事項が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別紙1 業務委託料内訳書

区 分		委託単価	自己負担金	
一般健康診査	基本項目	8,954 円	0 円	
	追加項目	血清クレアチニン検査		121 円
		血清尿酸検査		121 円
		尿潜血検査		22 円
	詳細項目	貧血検査		231 円
		心電図検査		1,430 円
		眼底検査		2,035 円
胃がん検診		14,120 円	2,800 円	
大腸がん検診		2,770 円	600 円	
肺がん検診	胸部X線	3,890 円	800 円	
	喀痰	4,290 円	800 円	
前立腺がん検診		3,340 円	700 円	
乳がん検診	マンモグラフィー方向	4,670 円	1,000 円	
	マンモグラフィニ方向	7,760 円	1,800 円	
骨粗鬆症検診	DIP法	4,970 円	1,000 円	
	DXA法(1ヵ所)	5,540 円		
	DXA法(腰椎・大腿骨)	6,530 円		
肝炎ウイルス検診	B型肝炎ウイルス抗原検査	4,100 円	1,000 円	
	C型肝炎ウイルス抗体検査			
	C型肝炎ウイルス核酸増幅検査	6,310 円		

※1 委託単価には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

※2 委託単価には、受診者への結果説明や情報提供に要する費用を含んだものとする。

※3 検診日当日満70歳以上の者、満65歳以上で後期高齢者医療被保険者、生活保護世帯の者、市民税非課税世帯の者及びがん検診無料クーポン対象者の自己負担金は免除とする。

別紙2 委託業務内容表

1. 医療保険者による健康診査

区 分	内 容
一般健康診査 (生活保護受給者 等健康診査)	<p>[基本項目] 問診、身体計測(身長、体重、BMI、腹囲) 理学的検査(身体診察) 血圧測定 生化学検査[(中性脂肪、HDLコレステロール・LDLコレステロール、AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GT(γ-GTP)] 血糖検査(空腹時血糖または随時血糖及びヘモグロビンA1c) 尿検査(尿糖、尿蛋白)</p> <p>[追加検査項目] 腎機能検査(血清尿酸、血清クレアチニン) 尿検査(潜血の有無)</p> <p>[詳細項目] 貧血検査(ヘマトクリット値・血色素量・赤血球数、白血球数、血小板数) 心電図検査(12誘導心電図) 眼底検査</p> <p>※75歳以上は、腹囲、腎機能検査(血清尿酸、血清クレアチニン)、尿検査(潜血の有無)、詳細検査、追加検査は実施しない。</p>

2. がん検診等各種検診

区 分	内 容
胃がん検診	問診、胃部X線検査または胃内視鏡検査
大腸がん検診	問診、便潜血検査(2日法)
肺がん検診	問診、胸部X線検査
	喀痰細胞診検査
前立腺がん検診	問診、血液検査(PSA検査)
乳がん検診	問診、乳房X線検査(マンモグラフィー方向) 自己触診の指導
	問診、乳房X線検査(マンモグラフィニ方向) 自己触診の指導
骨粗鬆症検診	問診、DIP法
	問診、DXA法(1カ所)
	問診、DXA法(腰椎・大腿骨)
肝炎ウイルス検査	問診、B型肝炎ウイルス抗原検査・C型肝炎ウイルス抗体検査
	C型肝炎ウイルス核酸増幅検査

## 別記

### 個人情報取扱注意事項

#### (基本的事項)

第1 受注者及び実施医療機関は、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者及び実施医療機関は、この契約による業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 受注者及び実施医療機関は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

#### (収集の制限)

第3 受注者及び実施医療機関は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第4 受注者及び実施医療機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第5 受注者及び実施医療機関は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者及び実施医療機関は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### (複写・複製の禁止)

第6 受注者及び実施医療機関は、この契約による業務を行うために発注者から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の指示又は承諾を得た場合にはこの限りでない。

#### (資料等の返還等)

第7 受注者及び実施医療機関は、この契約による業務を処理するために福島市から引き渡され、又は実施医療機関自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後ただちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### (実地調査)

第8 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は実施医療機関がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況の管理状況について、実地に調査し、または必要な報告を求めることができる。

#### (事故報告)

第9 受注者及び実施医療機関は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。